

令和7年度 認可外保育施設利用者に対する補助金について（ご案内）

東大和市では、認可保育園等の入園が待機となっている 0～2 歳児クラスのお子さんが認可外保育施設を利用する場合に、保育料の負担を軽減するため、保護者が認可外保育施設に支払った保育料の一部を助成します。

1 対象施設

- ① 認証保育所（認証保育所事業実施要綱に基づく認証保育所の要件を備えている施設）
- ② 認可外保育施設（認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が交付されている施設）
- ※ 東大和市外にある施設も対象となります。都内の認証保育所・認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が交付されている施設の一覧は、東京都のホームページでご覧になれます。（公立施設は対象外です。）

2 補助対象児童

認可保育園等の入園の申込みをしているが、入園できずに待機となっている 0～2 歳児クラスの児童

- ※ クラス年齢は年度初日時点の年齢です。誕生日が 4 月 2 日以降で、年度途中に満 3 歳となった場合でも、その年度内は補助対象となります。
- ※ ベビーシッター利用支援事業（事業者連携型）に基づく補助を受けている方は補助対象外となります。
- ※ 認可保育園等の入園が待機となった方でも、入園申請を取下げた場合や内定を辞退した場合は、その該当月から待機ではなくなり、補助対象外となります。
- ※ 認可保育園等の内定を辞退または退園した後、再び認可保育園等の入園申請をして待機となったとき等は、補助対象外となります。

3 補助要件

次のすべてに該当する方が補助の対象となります。

- ・ 保護者と児童が補助を受ける月の初日に東大和市内に居住していること。
- ・ 補助対象児童を対象施設に入所させていること（一時預かりの利用は対象外）。

4 補助金額

補助金の額は、以下の補助上限額表内の利用者支援・多子世帯支援の合算額と保護者が対象施設に支払った月額保育費用（※ 1）を比べ、低い額が補助額（10 円未満切り捨て）となります。

なお、多子世帯支援は、令和 7 年 9 月分より上限額が増加し、新たに第 1 子についても対象となりました。

<補助上限額表>

利用者支援	第 1 子・多子世帯支援
月額保育費用の 1 / 3 （月額上限 21,000 円） ※無償化の補助（※2）を受けている方は対象外	令和 7 年 4 月～8 月分 第 2 子以降 月額上限 27,000 円（25,000 円） 令和 7 年 9 月～令和 8 年 3 月分 第 1 子以降 月額上限 40,000 円（38,000 円） ※無償化の補助（※ 2）を受けている方はカッコ内の金額

- ※ 1 延長保育料を含む。入園料、給食費、通園バス代、おむつ代、シーツ・布団代等は除く。
- ※ 2 0～2 歳児クラスで市民税非課税世帯の場合は、幼児教育・保育の無償化の対象となり、施設等利用給付認定を受けることで、保育料に対し月額上限 42,000 円の補助を受けることができます。
無償化の補助を受ける場合、本補助金の「第 1 子・多子世帯支援」のみ補助対象になります。ただし、補助金の額の算定に使用する月額保育費用は、無償化の補助の範囲を超えた費用のみとなります。

5 補助期間

補助の開始月は、次の①及び②に掲げる日の属する月のうち最も遅い月からとなります。

- ① 認可保育園等への入園が待機となった日（例：8 月入園の申込をして待機になった場合は、8 月 1 日）
- ② 対象施設への児童の保育の委託を始めた日
- ※ 令和 7 年度のみが対象となります。補助を受ける場合は、必ず交付申請の手続きが必要です。
なお、補助期間中であっても次に該当する月は補助対象外となります。

裏面へ続く

- ・ 認可保育園等の入園申請理由（教育・保育給付認定）と違う理由で対象施設を利用しているとき。
- ・ 認可保育園等の入園申請理由が求職活動であって、その求職活動期間中の補助月数が2か月を超えるとき。（求職活動のまま補助を受けられるのは2か月です。）
- ・ 認可保育園等の入園申請理由が労働または就学等であって、実際の労働または就学等の時間が月48時間に満たないとき。
- ・

6 補助金交付までの流れ

（１）交付申請

- ① 「補助金交付申請書」（第1号様式）及び「保育受託証明書」（第2号様式）を保育課へ提出してください。なお、保育受託証明書は、利用している施設から証明を受けてください。
- ② 保育課で内容を審査した後、補助金交付決定通知書（または申請却下通知書）を保護者に送付します。

（２）補助金請求

- ① 交付決定を受けた保護者に対して、保育課から補助金請求のご案内と請求書類の用紙を送付します。期限内に保育課へ提出してください。
※ 補助金の支払いは年2回（11月・5月）の予定です。
- ② 提出された請求書等の内容に基づき、補助金額を算定のうえ、指定の口座へ振込みます。
補助金額等は通帳記入にてご確認ください。

<交付申請書類・請求書等の提出について>

提出方法 東大和市役所保育課（1階6番窓口）へ持参または郵送してください。

補助申請期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（土・日・祝日、年末年始を除く）

※申請期間を年度末までとしておりますが、補助対象となりましたら、速やかにご申請ください。

受付時間 午前8時30分から午後5時まで

7 注意事項

- （１）この補助金は、東京都の補助事業を活用しており、年度ごとに補助事業が変更となる場合があります。令和8年度以降、令和7年度とは補助内容に変更等が生じる可能性がありますので、ご了承ください。
- （２）認可保育園等の入園申請書の有効期限は当該年度の3月入園までです。次年度も認可保育園等の入園を希望される方は、改めて次年度の入園申請が必要となります。
※ 3月まで入園待機であっても、次年度の入園申請をしていない方は4月からは入園待機ではありません。
- （３）教育・保育給付認定（認可保育園等の入園申込みの際に申請した父母の保育を必要とする理由）は、さかのぼって認定することができませんので、認定内容に変更が生じる場合には、速やかに認定変更のお手続きをお願いします。
（例）認可保育園等の申込時は母が求職中であつたが、仕事を始めるため認可外保育施設に入園する場合、母の保育を必要とする理由を「労働」へ変更する手続きが必要です。
- （４）課税世帯から非課税世帯へ、または、非課税世帯から課税世帯へ変更となった場合には、本補助金の補助額等が変更になる可能性がございますので（詳細は「4 補助金額」の※2参照）、保育課へお申し出ください。

<課税・非課税世帯が変更になる要因>

- ① 世帯状況の変更（婚姻・離婚・祖父母との同居など）
- ② 市民税額の決定（8月までの補助金は前年度の市民税、9月の補助金から当該年度の市民税で課税・非課税世帯を判断します）
- ③ 市民税額の変更（市民税申告、確定申告などにより、年度途中で市民税が変更になった場合）

<お問い合わせ先>

東大和市役所 保育課 保育・幼稚園係

東大和市中央3丁目930番地

TEL 042-563-2111 内線 1751～1756